## 「木曽牛」の定義と「銘撰 木曽牛」

#### 1 「木曽牛」の定義

「木曽牛」とは木曽郡内に住所を有する者及び木曽郡内に飼育施設を有する法人が、木曽郡内 で飼育した黒毛和種の去勢及び雌牛であって、次ぎの各号すべてに該当する牛肉をいう。

- (1) 牛の出生地は、全国和牛登録協会発行の子牛登記証、又はこれに準ずる証明書等により出生地が確認できるものであること。
- (2) 出生からと畜の期間内において、木曽郡内の飼養期間が最長であり、かつ最終飼養地である こと。
- (3)出生・導入からと畜の期間内において、飼養管理状況を記録し、確認できる状況であること。

#### 2 「銘選 木曽牛」の基準

木曽牛の定義を満たし、かつ、次ぎの各号すべてに該当する牛肉については、「銘撰木曽牛」 と称することができる。

- (1) 黒毛和種の未経産雌牛又は去勢牛であること。
- (2) 木曽郡内で14ヶ月以上肥育され、かつ出荷月齢が26ヶ月以上であること。
- (3) 社団法人日本食肉格付協会の格付で、肉質等級は「4」以上で、歩留等級は「A」又は「B」であること。

#### 3 「銘撰 木曽牛」の使用認定

銘撰木曽牛の表示をしようとする飲食店等取扱事業者にあっては、別に定める<u>「銘撰 木曽牛」</u> 取扱店及び提供店登録要領により木曽農業協同組合又は木曽優良子牛生産パワーアップ協議会 に申し出、認められた場合は登録された商標に「銘撰」の表示を付加することができる。

格付	肉質等級	1 等級	2等級	3 等級	4 等級	5等級	
	BMS	1	2	3~4	5 <b>~</b> 7	8~12	
Α					全久提	木曽牛	
В					FUJA	TIET I	
С							
木曽牛							

#### <歩留等級>

牛から骨を抜き、内蔵などを取り除いた、部分肉という状態時に部分肉歩留として、生体時の72%以上がA、69以上72未満がB、69未満がCと評価される。歩留まり基準値は、切開された面の胸最長筋(ロース芯)、ばらの厚さ、皮下脂肪の厚さを計測した数値と左半丸重量をもとに、歩留基準値より求められる。

#### <肉質等級>

①「脂肪交雑」(B. M. S) <12 区分〉、②「肉色及び光沢」(B. C. S) <7 区分〉、③「肉の締まり及びきめ」、④「脂肪の色沢と質」(B. F. S) <7 区分〉の4項目をそれぞれ5段階評価で判定し、一番低い判定の等級に格付けされる。(3項目が「5」の評価でも1項目「2」があると、最終格付けは「2」となる。)

# 「銘撰 木曽牛」の商標





#### 「銘撰 木曽牛」取扱店及び提供店登録要領

#### 第1 趣 旨

木曽牛の消費拡大及びブランドイメージを向上させるため、「銘撰 木曽牛」の表示販売を行う販売店及び飲食店等の登録の取扱を定めるものとする。

#### 第2 登録項目

登録項目は、店舗名称、代表者氏名、所在地、電話番号等の連絡先、営業時間、定休日及び 提供料理名等の「銘撰 木曽牛」の取扱いに係る情報とする。

#### 第3 登録の要件

木曽牛の商標に「銘撰」を付加した「銘撰 木曽牛」の呼称を使用する販売店又は飲食店等は、次の各号に掲げる要件をすべて備えているもの又は備えることが確実であると認められるものとする。

- (1) 「銘撰 木曽牛」の基準を満たす牛肉及びそれを使用した商品を自店で表示宣伝し、販売・調理提供していること。ただし、販売・提供期間は必ずしも通年であることを要しない。
- (2) 食品衛生法等関係法を遵守し、食品衛生に十分留意していること。
- (3) 「銘撰 木曽牛」の基準を満たす牛肉及びそれを使用した食材の確実な仕入れ先を有していること。
- (4) 店舗所在地、連絡先など、登録情報の公開に異議がないこと。

#### 第4 登録の手続き

登録手続きについては、次に掲げる手順とする。

- (1) 登録を希望する販売店及び飲食店等は、木曽農業協同組合及び木曽優良子牛生産パワーアップ協議会(以下「JA等」という。) あてに、「銘撰 木曽牛」取扱店登録申込書(別記様式) (以下「申込書」という。) を提出するものとする。
- (2) JA等は、申込内容が要件を満たしている場合、申込者へ「銘撰 木曽牛」のぼり旗を交付する。
- (3) 登録有効期限は、登録日から1年間とする。ただし、登録項目に変更がなく、かつ登録期間 満了1ヶ月前までに取消しの申し出がない場合は、自動更新するものとする。
- (4) 登録された販売店及び飲食店等(以下「取扱登録店」という。)は、登録項目に変更が生じた場合、申込書に変更部分を記載し、(1)と同様の方法で提出するものとする。

#### 第5 登録の取消し

JA等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができるものとする。 また、取扱登録店は、登録取消しの通知を受領したときは、速やかに「銘撰木曽牛」のぼり 旗を返還するものとする。

- (1) 取扱登録店から登録取消しの申し出があったとき。
- (2) 消費者の信頼を損なう事実若しくは取扱登録店として著しく適正を欠く事実が判明したとき。

#### 第6 取扱登録店の遵守事項

- (1) 取扱登録店は、銘撰木曽牛の販売、提供を行っている期間は「銘撰 木曽牛」のぼり旗及び 木曽牛販促資材(キャラクター・調理メニュー表等)を店内外に掲示するなど、木曽牛の認知 度向上に努める。ただし、販売・提供しない期間は「銘撰 木曽牛」を掲示・表示してはなら ない。
- (2) 取扱登録店は、「銘撰 木曽牛」の基準を満たす牛肉及びそれを使用した食材については、「銘撰 木曽牛」である旨の表示を行い、他の牛肉及び他の牛肉を使用した食材と明確に区分して提供すること。
- (3) 「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(牛トレサ法)」に基づく 牛個体識別番号及び社団法人日本食肉格付協会による枝肉格付情報、若しくは「銘撰 木曽牛」 の基準に適合している旨の情報が記載された仕入伝票や書類等を保管すること。
- (4) 購入者及び消費者からの問い合わせに対して、積極的に説明を行うよう努める。

#### 第7 現地確認

JA等は必要に応じ、登録内容について現地を確認することができるものとする。

#### 第8 その他

この要領に定めるもののほか、「銘撰 木曽牛」取扱店の登録に関し必要な事項は、JA等が定める。

#### 附則

この要領は、平成24年7月3日から施行する。

# 「銘撰 木曽牛」取扱店登録申込書

平成 年 月 日

木曽農業協同組合 御中 木曽優良子牛生産パワーアップ協議会 御中

申込者

「銘撰 木曽牛」の表示を使用したいので、以下のとおり登録を申込みます。

記

### 1 登録店舗情報

· I I AND HILLIAM								
(ふりがな) 登録店舗		(ふりがな) 代表者氏名						
所 在 地	₸							
電話番号		F A X						
URL		E - m a II						
営業時間		定 休 日						

2 牛肉の仕入先及び主な提供メニュー (旅館、飲食店等の提供業者のみ記載してください。)

	業者名			
仕入業者	住 所			
	電話等	TEL	FAX	
	メニューの名称		単価(円)	提供可能時期
	1			
J — _	2			
メニュー	3			
	4			
	5			

<sup>※</sup>可能なかぎり、店舗及びメニューの写真を添付してください。 (HPに掲載します。)